

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 8 年度
計 画 主 体	昭 和 村

昭和村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 福島県昭和村産業建設課
所 在 地 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島 6 5 2
電 話 番 号 0 2 4 1 - 5 7 - 2 1 1 7
F A X 番 号 0 2 4 1 - 5 7 - 3 0 4 4
メールアドレス sangyou@vill.showa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ ツキノワグマ・ハクビシン・カワウ・カラス カルガモ・アオサギ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	昭和村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル		0千円
	計	0千円
イノシシ		0千円
	計	0千円
ニホンジカ	花卉	10a 101千円
	計	10a 101千円
ツキノワグマ	水稻	10a 110千円
	野菜	0千円
	計	10a 110千円

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ハクビシン	野菜	1a 1千円
	計	1a 1千円
カワウ	アユ、ウグイ、イワナ ヤマメ	217kg 360千円
	計	217kg 360千円
カラス	野菜	16a 202千円
	計	16a 202千円
カルガモ	水稲	180a 209千円
	計	180a 209千円
アオサギ	アユ、ウグイ、イワナ ヤマメ	0千円
	計	0千円
農作物被害計		217a 623千円
水産物被害計		217kg 360千円
統計		983千円

(2) 被害の傾向

① ニホンザル

農林水産業等への被害は特に確認されておらず、被害額は出ていない現状である。

しかし村内には1～2頭の個体が松山、下中津川、両原、大芦地区で確認されており南会津町等の近隣町村における農作物等への被害を勘案し、今後個体数の増加などから被害が懸念される。

② イノシシ

平成27年度においては農林水産業等への被害は特に確認されておらず、被害額は出ていない現状である。

しかしながら、平成26年度に大芦地区において1頭が狩猟捕獲され、平成28年度には村内全域で食害や掘り返しが発生している。

このことから、当村では、確実に個体数が増加しており生息域の拡大が進んでいるため、対策を講じる必要がある。

③ ニホンジカ

平成27年度においては大芦地区で花卉（宿根カスミソウ）の苗が定植後、食害されている。

近年は大芦地区等で群れでの目撃情報もあり、平成27年度において野尻地区と下中津川地区で各1頭狩猟捕獲され平成28年度には下中津川地区でダイコンの食害が発生している。

このことから、今後個体数の増加や生息域の拡大が進めば農作物への大きな被害が懸念されるため対策を講じる必要がある。

④ ツキノワグマ

平成27年度においてはツキノワグマの出没が少なく被害額も減少している。

しかし、例年収穫時期の水稻など農作物の被害が大きいため対策を講じる必要がある。

また、近年人家付近の田畑にも出没がみられるため人的被害も懸念される。

⑤ ハクビシン

平成27年度は家庭菜園等でのトウモロコシの被害が両原地区で発生した。

今後も個体数の増加等によりも夏季から秋季にかけての農作物収穫時期の被害及び住居や倉庫などへの侵入による被害が懸念されるため対策を講じる必要がある。

⑥ カワウ

被害は村内野尻川流域で確認されており毎年5月から8月にかけて地元漁業組合が放流するアユ、ウグイ、イワナ、ヤマメなどが被害を受けているため、対策が必要である。

⑦ カラス

平成27年度においてはトマト、トウモロコシの被害が村内全域で発生している。

人家周辺に出没するため銃器での捕獲が難しく今後も農作物収穫期に被害が懸念され対策を講じる必要がある。

⑧ カルガモ

カルガモによる被害は村内全域で発生し5月から6月にかけて田植え後の水田に飛来し、活着時期の水稻の生育に著しい影響を及ぼしている。今後も被害が懸念されるため対策を講じる必要がある。

⑨ アオサギ

農林水産業等への被害は被害額としては出ていない現状である。

しかし、村内全域で田植え後の水田に飛来しているのが目撃されている。

また、村内主要河川において地元漁業組合が放流するアユ、イワナ、ヤマメ、ウグイなどの被害も懸念されるため、今後対策を講じる必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）		目標値（平成31年度）	
農作物被害額	ニホンザル	0千円	ニホンザル	0千円
	イノシシ	16千円※1	イノシシ	14千円
	ニホンジカ	101千円	ニホンジカ	91千円
	ツキノワグマ	110千円	ツキノワグマ	99千円
	ハクビシン	1千円	ハクビシン	1千円
	カラス	202千円	カラス	182千円
	カルガモ	209千円	カルガモ	188千円
	計	639千円	計	575千円
	農作物被害面積	ニホンザル	0a	ニホンザル
イノシシ		1a※1	イノシシ	1a
ニホンジカ		10a	ニホンジカ	9a
ツキノワグマ		10a	ツキノワグマ	9a
ハクビシン		1a	ハクビシン	1a
カラス		16a	カラス	14a
カルガモ		180a	カルガモ	162a
計		218a	計	196a
水産物被害額		カワウ	360千円	カワウ
	アオサギ	0千円	アオサギ	0千円
	計	360千円	計	324千円
水産物被害量	カワウ	217kg	カワウ	195kg
	アオサギ	0kg	アオサギ	0kg
	計	217kg	計	195kg

※1 イノシシによる農作物被害は平成27年度まで見受けられなかったため、被害の現状値について平成28年度の被害数値（見込み）を計上した。また、目標値についても他の数値と同様に1割減を目標とした。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和村鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器、ワナによる捕獲を実施した。 	<p>狩猟者が減少し、捕獲の担い手の育成が急務である。</p> <p>被害の増加に伴い、捕獲の出動要請が増加し従来の捕獲体制では対応が困難になっている。</p> <p>補助者となる地域住民の協力が必要である。</p> <p>また、近年被害がみられるイノシシ、ニホンジカについて専用の捕獲ワナの導入が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵、緩衝帯は個人対応でお願いしてきた。 ・花火、爆竹による追上げ、追い払い、放任果樹の撤去については実施隊により対応した。 ・カワウ、アオサギについては野尻川漁協によりカカシ、テグス張りによる追払いを行った。 	<p>侵入防止柵、緩衝帯については個別対策にとどまっており、地域として被害を軽減するまでには至っていないため、今後地域ぐるみでの対策が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

本村では、ツキノワグマにより、隔年周期ではあるが水稻を中心とした農作物被害が著しい。また、人家敷地内の放任果樹や家庭菜園を目的とした出没による人的被害の懸念も高まっている。

ハクビシン、カラスなどによる野菜等農作物被害、カルガモによる水稻被害、また、カワウ、アオサギなどによる魚族資源への被害が例年みられ近年では、イノシシ、ニホンジカによる野菜の被害も発生している。

特にイノシシについては年々個体数が増加傾向にあるため、個体数調整により有害鳥獣捕獲・狩猟を実施していく。

全鳥獣被害への対策のため、今後も引き続き昭和村鳥獣被害対策実施隊を中心とした関係機関及び地域ぐるみでの追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の設置などを推進するとともに、狩猟者が減少傾向にあるため、捕獲活

動の担い手育成を図り円滑な捕獲活動ができるように努める。

さらに電気柵等の防除柵設置等の推進や鳥獣生息環境管理など住民自ら被害防止対策を行えるよう関係機関より助言を貰いながら地域ぐるみの活動を支援していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会両沼支部昭和分会より隊員の推薦を受けた者を、昭和村長が任命し昭和村鳥獣被害対策実施隊を平成24年7月に編成している。

捕獲は、昭和村と昭和村鳥獣被害対策実施隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none">・ 生息状況、被害状況を把握する。・ 地域住民へ狩猟免許試験について周知する。・ 地域住民が補助者となるため村主催の講習会への参加を促す。・ イノシシ・ニホンジカ捕獲用ワナの導入
30	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none">・ 生息状況、被害状況を把握する。・ 地域住民へ狩猟免許試験について周知する。・ 地域住民が補助者となるため村主催の講習会への参加を促す。・ イノシシ・ニホンジカ捕獲用ワナの導入

3 1	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生息状況、被害状況を把握する。 ・ 地域住民へ狩猟免許試験について周知する。 ・ 地域住民に対して地域の現状を認識させ狩猟免許等への資格取得促進を図り担い手の確保に努める ・ イノシシ・ニホンジカ捕獲用ワナの導入
-----	---	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第11次鳥獣保護管理事業計画（福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンザル管理計画 福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンジカ管理計画 福島県ツキノワグマ管理計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
ニホンザル	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画（福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。捕獲目標2頭	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画（福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。捕獲目標2頭	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画（福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。捕獲目標2頭
イノシシ	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画（福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県イノシシ管理計画に基	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画（福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県イノシシ管理計画に基	福島県第11次鳥獣保護管理事業計画（福島県第12次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県イノシシ管理計画に基

	づく基準による。 捕獲目標 15 頭	づく基準による。 捕獲目標 15 頭	づく基準による。 捕獲目標 15 頭
ニホンジカ	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）、福島県ニホ ンジカ管理計画に 基づく基準による。	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）、福島県ニホ ンジカ管理計画に 基づく基準による。	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）、福島県ニホ ンジカ管理計画に 基づく基準による。
ツキノワグマ	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）、福島県ツキ ノワグマ管理計画に 基づく基準による。	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）、福島県ツキ ノワグマ管理計画に 基づく基準による。	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）、福島県ツキ ノワグマ管理計画に 基づく基準による。
ハクビシン	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）に基づく基準 による。	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）に基づく基準 による。	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）に基づく基準 による。
カワウ	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）に基づく基準 による。 福島県カワウ管理 計画に基づく基準 による。	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）に基づく基準 による。 福島県カワウ管理 計画に基づく基準 による。	福島県第 1 1 次鳥 獣保護管理事業計 画（福島県第 1 2 次 鳥獣保護管理事業 計画策定後は当該 計画）に基づく基準 による。 福島県カワウ管理 計画に基づく基準 による。

	捕獲目標 5 羽	捕獲目標 5 羽	捕獲目標 5 羽
カラス	福島県第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画（福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）に基づく基準による。	福島県第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画（福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）に基づく基準による。	福島県第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画（福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）に基づく基準による。
カルガモ	福島県第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画（福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）に基づく基準による。	福島県第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画（福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）に基づく基準による。	福島県第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画（福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）に基づく基準による。
アオサギ	福島県第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画（福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）に基づく基準による。	福島県第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画（福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）に基づく基準による。	福島県第 1 1 次鳥獣保護管理事業計画（福島県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）に基づく基準による。

捕獲等の取組内容	
捕獲は、人的被害の危険及び農作物の被害が大きい地域を重点的に必要最低限の捕獲を行う。	
ニホンザル	: 箱ワナ、銃器 (4月～翌年2月)
イノシシ	: 箱ワナ、くくり罠、銃器 (4月～翌年3月)
ニホンジカ	: 箱ワナ、くくり罠、銃器 (4月～翌年3月)
ツキノワグマ	: 箱ワナ、銃器 (4月～翌年2月)
ハクビシン	: 箱ワナ (4月～翌年2月)
カワウ	: 銃器 (4月～翌年2月)
カラス	: 銃器 (4月～翌年2月)
カルガモ	: 銃器 (4月～翌年2月)
アオサギ	: 銃器 (4月～翌年2月)

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	なし	被害状況及び、各集落の要望を考慮し設定 水田地帯の山際 電気柵2000m	被害状況及び、各集落の要望を考慮し設定 水田地帯の山際 電気柵2000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンザル	・地域住民への被害防止啓発活動を実施する

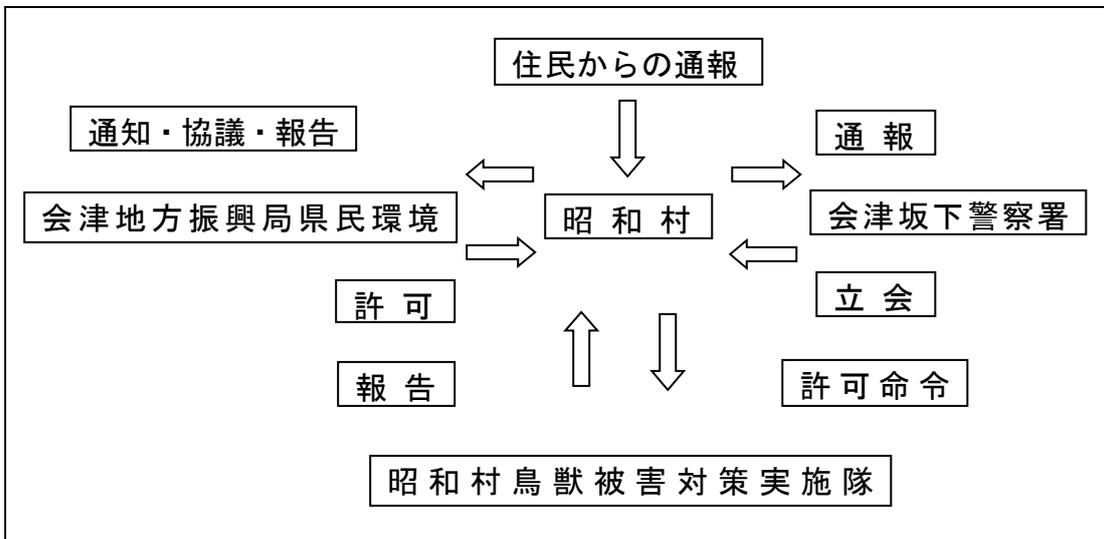
	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各種組織等による緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を行う体制整備を支援する。
30	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への被害防止啓発活動を実施する ・地域の各種組織等による緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を行う体制整備を支援する。 ・侵入防止柵・電気柵等の導入、運用について検討する。
31	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への被害防止啓発活動を実施する ・地域の各種組織等による緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を行う体制整備を支援する。 ・侵入防止柵・電気柵等の導入、運用を実施する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
昭和村	警察等関係機関等への連絡調整を行う。
昭和村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲作業を行う。
会津地方振興局	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する指導等を行う。
会津坂下警察署	現場確認及び立会を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	昭和村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
昭和村	協議会事務局、協議会に関する連絡調整を行う。
昭和村鳥獣被害対策実施隊	協議会事務局、協議会に関する連絡調整を行う。
福島県猟友会両沼支部昭和分会	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲作業を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供並びに保護及び管理に関する助言・指導を行う。
会津よつば農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
野尻川非出資漁業協同組合	内水面における有害鳥獣関連の情報提

	供を行う。
昭和村行政区長会	地域における有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
会津森林管理署 昭和村森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県会津地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 農業振興普及部	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 会津坂下農業普及所 金山普及所	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法について、助言及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年7月1日、村職員及び福島県猟友会両沼支部昭和分会会員を構成員として、昭和村鳥獣被害対策実施隊を設置。猟友会会員8名、補助者16名の計24名が捕獲等の鳥獣被害防止対策を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

本村全域に、国からの出荷制限指示及び摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし